

平成 2 7 年 第 1 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 6 月 9 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	石 井 正 治
委員	上 野 操
委員	松 原 秀 成
委員	尾 上 郁 子

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	稻 垣 達 也
	学校施設担当課長	佐 藤 弥 栄
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	飯 田 常 雄

白井教育長	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 27 年第 11 回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。石井委員と上野委員にお願いいたします。</p> <p>続いて日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに第 35 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。本件は教育に対する予算、条例案について平成 27 年第 2 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。議会に上程する前の予算案、条例案にすることであり、政策形成過程にある案件であることから、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。これより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第 35 号議案については議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能とします。</p> <p>〔第 35 号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第 35 号議案を審議いたします。内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
柴田教育推進課長	<p>第 35 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。区長から教育長宛てに、この議題についての意見聴取が届いていると思います。記書き以下の 2 点についてでございます。資料をごらんいただければと思います。</p> <p>まず 1 点目、平成 27 年度江戸川区一般会計補正予算中教育の事務に関する部分ということでございます。歳出について記載させていただいております。教育費、教育推進費、文化保護普及費として、今回の補正額 10 万円を計上するものです。下の欄に記載してございます、委託料ということで内容でございますが、指定寄付を、この方からいただいたものであります。ご本人様と担当のほうからご連絡の上で、こういった形での使い方というふうな</p>

	<p>ことをお問い合わせをさせていただいたところです。区の文化財の保護のために使ってほしいということでございましたので、こちらの方が篠崎にお住まいということでございまして、篠崎のすぐ近くに文化財の案内板の設置をするという経費に充てさせていただこうと思っております。このような内容で、補正予算として計上させていただきました。</p> <p>2点目でございます。江戸川区立学校設置条例の一部改正についての条例案についてでございます。本件につきましては、4月28日の第8回教育委員会定例会で、第27号議案としましてご審議をいただいたものであります。</p> <p>内容につきましては学校の統廃合に伴いまして、平井第二小学校の記載を削るものと、清新第二、第三小学校をともに削った上で、清新ふたば小学校の記載を新たに載せるという内容のものでございます。以上2件につきまして、意見を聴取ということできてございます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか、よろしいですか。</p> <p>それでは、ないようでございますので、第35号議案の意見聴取については、異議なしと決定させていただきます。区長に、その旨、回答させていただきます。</p> <p>秘密会は、ここまでといたします。</p>
教 育 長	<p>では、次に、追加議案が提出されましたので、第36号議案、知的障がい児サッカー無料体験会に伴う教育委員会後援名義の使用承認を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
稲垣指導室長	<p>第36号議案、知的障害児サッカー無料体験会に伴う教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。1枚めくっていただきまして、申請書も添付させていただきました。</p> <p>申請団体が、特定非営利活動法人トラッソスでございます。行事名が、知的障がい児サッカー無料体験会ということで、事業目的は、江戸川区、もしくは近隣の知的障がいまたは発達障がいのある小学生・中学生を対象として、誰もが気軽に楽しめる「やりたくなるサッカー」を提供し、自発性を促し、自立に向けた人間形成の一助となることを目的としております。実施時期は4回ございます。27年7月11日と12月5日、それから9月26日と12月12日ということでございます。それぞれの場所が7月11日と12月</p>

	<p>5日が、白鷺特別支援学校、9月26日と12月12日が鹿本学園ということになっております。費用の徴収はございません。今回が初回の後援の申請でございます。</p> <p>1枚めくっていただきまして裏面に、こちらの法人のつくった企画書がございます。企画に至る障がい児を取り巻く背景であるとか開催の趣旨、目的、それから次のページに効果ということで、一連の流れで、こういうような背景のことを目的に持って効果が期待できるということで、法人のほうで企画書を作成してございます。</p>
教 育 長	このことにつきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。
尾 上 委 員	定員が各会20名とありますが、これは男子、女子という、その状況はどんな感じなのでしょう、一緒に。
指 導 室 長	そのようなくくりはございません。
石 井 委 員	このトラツスさんは、まだ特定非営利活動法人としては、認められてはいないということでしょうか。企画書の一番上のほうで見ますと、仮認定というような言葉がありますので、これは、どういうことなのかなと思ひまして。
指 導 室 長	NPO法人は届け出単位で指定されるという、指定することができるということで。さらに認定NPO法人、NPO法人の頭に認定がつくのは、国の指定が。それを今、仮認定中だということ。国の認定NPO法人としては今、仮認定中ということだそうです。
上 野 委 員	国ではない機関の段階でも法人といった場合は、法人は設立しているとみていいのですかね。
教 育 長	都の認定のNPO法人には、なっていたというふうに解釈していいわけですね。国の認定のNPO法人には、今、申請中でなっていないということですね。そういうことが理解できるということですね。
松 原 委 員	過去においては、何回か後援名義出しているのですよね。

指導室長	過去、サッカー競技会というもので7回後援名義を。
石井委員	別の質問なのですが、後援予定についてお伺いしたいのですが、江戸川区教育委員会、ここに出していらっしゃるということで、告知の範囲、募集範囲というのでいきますと、江戸川区、江東区、墨田区とありまして。だとすると、江東、墨田の教育委員会にも後援を依頼してしかるべきなのではないのかなと、余計なお世話なのですが、思うのですが、そこら辺は、どうなのでしょう。
指導室長	そこは確認しておりませんが、会場が江戸川区ということで、江戸川区だけの後援を求めてきているのかなと。
石井委員	わかりました。 ただ、いろいろな周知の仕方なんかを問題なくやってもらうようにするためには、江東区とか墨田の教育委員会の後援名義なんかも取っておいて、損はないように思うのです。いや、これは向こうが考えることであって、私がどうのこうの言う問題ではないですが。
教育長	それでは、他にご質問、ご意見などございましたらば、原案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教育長	それでは、第36号議案は原案のとおり決定させていただきます。 次に、教育関係事務報告にまいります。 いじめ電話相談についての報告をお願いします。
指導室長	いじめ電話相談、平成27年5月分についての報告でございます。5月分も4月分に引き続き、いじめに関する電話相談はゼロ件でございました。
教育長	今の報告につきまして、質問、ご意見ございますでしょうか。 他になければ、ただいまの報告事項は了承させていただきます。
教育推進課長	報告を1点。 前回の教育委員会の議案の中でございました江戸川区の第31号議案、江

	<p>戸川区の登録文化財の保持団体の認定解除及び登録の解除につきまして、石井教育長職務代理者から葛西の大師参りににつきまして、何か資料があればということでございました。これは江戸川区の文化財の第4集というもので1986年に発行したものの資料、お手元にお配りさせていただきました。冊数がないもので申しわけないのですが、コピー部分ということでご了承いただければと思います。</p> <p>同じく石井委員からご質問がありました葛西に八十八カ所札所があるのかというご質問があったと、私の認識違いでございまして、この1枚目の1行目でございます一覽で、明治になっても盛んに大師霊場の巡礼は行われていてと、新四国南葛八十八カ所札所と書いてございますが、葛飾ですとか、そういったところも含めての八十八カ所ということでございまして、葛西だけではなくて、昔の南葛というエリアでの八十八カ所があったということでございます。</p> <p>一番下の欄をごらんいただきますと、葛西地区全域には30カ所ほどありましたというようなことでございます。</p>
石井委員	大きなほうの紙ですね。
教育推進課長	<p>左側にあります今現在葛西大師を行っているものが、大師講をやっているものが左側の絵にあります船堀・宇喜田・小島地区、それから長島・桑川地区、仲町・新田地区、それから雷地区ということでございましたが、前回もお話させていただいたとおり、雷地区につきましては、現在は、もう活動をしていないということでの解除というものでございました。2枚目に、それぞれ四つのものを記載させていただいております。これのうちの雷地区の雷組というものが、ここで解除ということでございました。</p> <p>合わせまして資料といたしまして、この調査を26年5月に文化財の巡回調査を行ったときの報告書をあわせておつけしてございます。このときにありますとおり、長島・桑川地区と仲町の2カ所のところを対象に調査を行ったという報告書でございます。このような内容で大師参りが行われているということ、現状の調査を、昨年度実施したときの報告書でございます。合わせて資料でお配りいたしました。</p>
石井委員	丁寧なコピーを本当にありがとうございます。
教育長	このことについては後で、今、説明もありましたが、何か読んでいただけ

教 育 長	<p>ればということでございますので、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>他になければ、ただいまの報告事項を了承させていただきます。</p> <p>以上をもちまして、平成27年第11回教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後1時32分</p>
-------	---